

長岡京市定期券等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住している学生や高齢者に対し、交通費の一部を補助することにより、公共交通による通学や高齢者の移動を支援するとともに、公共交通の利用を促進し、自家用車に頼らず生活できる、安心・安全な公共交通中心のまちづくりを推進し、持続可能な公共交通の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校又は阪急電鉄株式会社の指定を受けた機関に通学する者をいう。

2 この要綱において「高齢者」とは、第6条に規定する申請の時点において65歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている学生又は高齢者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (2) 世帯員全員が長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象定期券等)

第4条 補助対象者が、交通費の補助を受けることができる定期券等（以下「定期券等」という。）は、阪急バス株式会社及び京都京阪株式会社が販売する次の各号に掲げるものとする。

- (1) h a n i c a 通学定期券（以下「通学定期券」という。）
- (2) h a n i c a スクールパス（以下「スクールパス」という。）
- (3) h a n i c a グランドパス65（以下「グランドパス65」という。）
- (4) h a n i c a グランドパス70（以下「グランドパス70」という。）
- (5) 長岡京・淀線共通定期券（通学定期券に限る。以下「共通定期券」という。）

(補助金の額)

第5条 補助対象者の定期券等に係る補助金の額は、予算の範囲内で、別表第1から第4に定める通用期間及び運賃区間に応じた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長岡京市定期券等購入補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 通学定期券、スクールパス及び共通定期券については、学生証又は通学証明書の写し

(2) グランドパス 65 及び グランドパス 70 については、年齢の確認できる公的な証明の写し

2 前項において、第 3 条の学生が、申請の時点において 18 歳未満の場合、法定代理人及び法定代理人の配偶者は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に該当する者でなければならない。

(事後申請)

第 6 条の 2 申請者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、定期券等の購入後に申請を行うことができる。この場合において、申請書に購入した定期券等の写しを添えて、定期券等の通用期間の終了日までに市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第 7 条 市長は、前 2 条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、長岡京市定期券等購入補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対し長岡京市定期券等購入補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知する。

3 第 1 項の決定通知をもって長岡京市補助金等交付規則（昭和 57 年長岡京市規則第 8 号）第 9 条の確定通知とみなす。

(補助券の交付等)

第 8 条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、第 6 条の 2 の規定による申請を除き、補助金の交付に代えて、長岡京市定期券等購入補助券（別記様式第 4 号。以下「補助券」という。）を前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に交付するものとする。

(補助券の有効期間)

第 9 条 補助券の有効期間は、補助券に記載された発行日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助決定者は、補助金の交付申請を取下げるときは、速やかに市長に長岡京市定期券等購入補助金交付申請取下届（別記様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 市長は、補助決定者から前項の規定による届出を受理した場合は、長岡京市定期券等購入補助金交付決定取消通知書（別記様式第 6 号）によりその旨を通知する。

(購入の手続)

第 11 条 補助決定者は、阪急バス株式会社の指定する定期券等の発売場所において、補助券を使用の上、補助券に記載のある通用期間及び運賃区間の定期券等を補助券に記載のある補助金額を控除した金額で購入することができる。

2 前項に規定する手続きを行った補助決定者は、受領書（別記様式第 7 号）を阪急バス株式会社又は市長に提出するものとする。

(請求)

第12条 阪急バス株式会社は、補助決定者から補助券の提出を受けたときは、補助券を添付して長岡京市定期券等購入補助金報告書及び請求書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、第6条の2の規定により申請書を受理し、第7条に基づき補助金の交付決定を行ったときは、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36条第2項の規定に基づき、交付決定者に対し、請求書の提出を待たずに申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 補助券は他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助決定者が補助金の交付後において、阪急バス株式会社に払戻し請求を行ったとき又は運賃以外の用途に使用したときは、補助決定者に対し払戻し金額又は運賃以外の用途に使用した金額に応じた補助金の返還を求めることができる。

2 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(補助金の交付申請等の特例)

2 申請者は、令和4年度に限り、第6条から第8条の規定にかかわらず、定期券等の購入後に申請を行うことができる。この場合において、申請書に購入した定期券等の写しを添えて、定期券等の通用期間の開始日から30日以内又は令和4年6月30日のいずれか遅い日までに市長に申請しなければならない。

3 前項の規定により交付申請をした場合においては、第7条中「前条」とあるのは「附則第2項」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定により交付申請をした場合において、通用期間の開始日が令和4年3月31日以前で終了日が令和4年4月1日以降の通学定期券を購入した場合の補助額は、別表第1の該当する通用期間及び運賃区間の補助額を当該通用月数で除した金額に令和4年4月から当該通学定期券の終了日の属する月までの数を乗じた額から千円未満を切り捨てた額とする。

5 第2項の規定により交付申請をした場合において、通用期間の開始日が令和4年3月31日以前で終了日が令和4年5月31日以前のグランドパス65を購入した場合は補助対象外とし、通用期間の開始日が令和4年3月31日以前で終了日が令和4年6月1

日以降のグランドパス 65 を購入した場合の補助額は、令和 4 年 4 月から当該グランドパス 65 の終了日の属する月までの数に千円を乗じた額とする。

- 6 第 3 項の規定により交付決定を受けた申請者は、第 7 条に基づく通知を受けた日から 30 日以内に、決定通知書の写しを添えて長岡京市定期券等購入補助金交付請求書（別記様式第 9 号）により補助金の請求を行わなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受理したときは、審査の上、適当と認めたときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（補助金の額の特例）

- 2 この要綱による改正後の長岡京市定期券等購入補助事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した定期券等に係る補助金について適用し、同日前に購入した定期券等に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

（補助金請求の特例）

- 2 第 6 条の 2 の規定により令和 7 年 3 月 21 日までに交付申請し、交付決定を受けた補助決定者は、第 7 条の通知を受けた日から 30 日以内に、決定通知書の写しを添えて長岡京市定期券等購入補助金交付請求書（別記様式第 9 号）により補助金の請求を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

券種	運賃区間	補助額		
		1か月	3か月	6か月
通学定期券	170円	4,000円	11,500円	22,000円
	180円	4,500円	13,000円	24,000円
	190円	4,500円	14,000円	26,000円
	200円	5,000円	15,000円	28,000円
	210円	5,500円	16,000円	30,000円
	220円	6,000円	17,000円	32,000円
	230円以上	6,000円	18,000円	34,000円
通学定期券（小児）	170円	2,000円	5,500円	11,000円
	180円	2,000円	6,500円	12,000円
	190円	2,000円	7,000円	13,000円
	200円	2,500円	7,500円	14,000円
	210円	2,500円	8,000円	15,000円
	220円	3,000円	8,500円	16,000円
	230円以上	3,000円	9,000円	17,000円
通学定期券（特割）	170円	5,000円	15,000円	28,000円
	180円	5,500円	16,000円	30,000円
	190円	6,000円	17,000円	32,000円
	200円	6,000円	18,000円	34,000円
	210円	6,500円	19,000円	36,000円
	220円	7,000円	20,000円	38,000円
	230円以上	7,500円	21,000円	40,000円

別表第2（第5条関係）

券種	期間	補助額	
		200円区間まで	230円区間以上
スクールパス	1学期	15,000円	19,000円
	2学期	17,000円	21,000円
	2学期+	18,000円	23,000円
	3学期	12,000円	15,000円

	学年	47,000円	58,000円
スクールパス（小児）	1学期	7,500円	9,500円
	2学期	8,500円	10,500円
	2学期+	9,000円	11,500円
	3学期	6,000円	7,500円
	学年	23,500円	29,000円
スクールパス（特割）	1学期	19,500円	23,500円
	2学期	21,500円	25,500円
	2学期+	23,500円	28,000円
	3学期	15,000円	18,000円
	学年	58,500円	70,000円

別表第3（第5条関係）

券種	補助額		
	3か月	6か月	1年
グランドパス65	4,000円	9,000円	20,000円
グランドパス70	4,000円	8,000円	17,000円

別表第4（第5条関係）

券種	期間	補助額	
		170円区間	230円区間
共通定期券	1か月	4,000円	6,000円
	3か月	11,500円	18,000円
	6か月	22,000円	34,000円
	1学期	12,500円	20,000円
	2学期	14,000円	22,000円
	3学期	10,000円	16,000円
共通定期券（小児）	1か月	2,000円	3,000円
	3か月	5,500円	9,000円
	6か月	11,000円	17,000円
	1学期	6,000円	10,000円
	2学期	7,000円	11,000円
	3学期	5,000円	8,000円
共通定期券（特割）	1か月	5,000円	7,500円
	3か月	15,000円	21,000円

	6 か月	2 8, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円
	1 学期	1 7, 0 0 0 円	2 4, 5 0 0 円
	2 学期	1 8, 5 0 0 円	2 7, 0 0 0 円
	3 学期	1 3, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円